

令和9基準年度

野田市固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 目的

この業務は、固定資産（土地及び家屋）の令和9基準年度評価替えに係る専門的な調査を実施し、また、固定資産（土地及び家屋）の評価及び課税に関する専門機関から高度な技術支援を受けもって、固定資産評価の適正化・均衡化を推進すること、担当職員の専門性を高めること及び信頼性のある評価根拠資料を具備することにより、固定資産税賦課に係る説明力を高めることを目的とする。

第2条 適用範囲

本仕様書は、固定資産（土地及び家屋）の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務（以下、「本業務」という。）において適用される主な事項について定めるものとする。

第3条 準拠する法令等

本業務を実施するに当たっては、本仕様書による他、次の法令等に準拠し行うものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 固定資産評価基準
- (3) 土地基本法
- (4) 不動産登記法
- (5) 地価公示法
- (6) 不動産鑑定評価基準
- (7) 測量法
- (8) 建築基準法
- (9) 建築士法
- (10) 個人情報の保護に関する法律
- (11) 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (12) 野田市セキュリティポリシー
- (13) 野田市の諸条例及び諸規則等
- (14) その他、関連法令及び通達等

第4条 疑義の協議

本業務の実施に当たり、本特記仕様書及び業務内容等に疑義が生じた場合は、その都度野田市（以下、「発注者」という。）と受注者が協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

第5条 作業計画

受注者は本業務の実施に先立ち、次の書類を発注者に提出し、その承認を受けるものとする。また、その内容の変更時についても同様とする。

- (1) 作業計画書
- (2) 工程表
- (3) 委託費内訳明細書
- (4) 主任技術者及び現場代理人届
- (5) ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証登録証書
- (6) JIS Q 15001（プライバシーマーク）の認証登録証書

第6条 主任技術者

受注者において選任する主任技術者は、固定資産評価業務に精通した実務経験豊かな受注者に在籍する不動産鑑定士及び一級建築士とする。

第7条 打ち合わせ（月例会議）の実施

受注者は本業務の契約期間中、委託業務の内容に応じ第2章の路線価付設支援業務について月1回程度の打合せを実施すること。また、第3章の家屋評価支援業務については第38条の評価対象物件毎に打合せを実施すること。打ち合わせの実施に当たっては、前条により届け出ている主任技術者が同席すること。打合せ終了後、速やかに打合せ議事録を作成し提出すること。

第8条 事故の防止

受注者は業務実施に当たり、障害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法、その他関係法令を守り、円滑にこれを行わなければならない。

第9条 補償

本業務遂行中に万一諸事故が発生した場合、受注者は発生原因、経過、被害等の状況を速やかに発注者に報告し、指示を受けるものとする。補償等については、受注者の負担及び責任において、その一切を処理するものとする。

第10条 再委託

受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第 11 条 守秘義務

受注者は本業務遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならないものとする。

第 12 条 個人情報の保護

受注者は、委託業務の実施に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者は業務の処理に当たって、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年野田市条例第 23 号）並びに野田市情報セキュリティポリシー（以下「関係法令等」という。）を遵守し、個人情報及び情報資産（以下「個人情報等」という。）を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受注者は、別記「個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。また、受注者は、項番 3 に規定する情報セキュリティに関する組織体制を別途提出すること。
- (3) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、取り扱う個人情報の取得、利用又は提供の方法などを定めた、個人情報保護マニュアルを作成して個人情報を適切に保護しなければならない。
- (4) 受注者は、個人情報保護マニュアルを契約書の最後尾に添付すること。
- (5) 受注者は、業務で利用した記録媒体等に保存した個人情報等がある場合は、いかなる方法でも復元が不可能な状態とする方法でデータの消去を実施すること。
- (6) 受注者は、記録媒体等のデータの復元が不可能となったことを証明する内容を書面（業務完了報告書）にて、(5) の作業実施後、速やかに提出すること。
- (7) 受注者は責めに帰すべき事由により発注者が損害を被った場合は、発注者は、受注者に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとする。

第 13 条 契約不適合責任

受注者は本業務完了後といえども、業務の失策、不備及び誤謬が発見された場合は速やかに適正な措置を施し、訂正、補足等をしなければならない。

これに要する費用は、受注者の負担とする。

第 14 条 成果品の帰属

本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく公表、貸与、使用してはならない。

- (1) 発注者は、本業務で作成した各種資料（各種報告書、成果品データ、基礎資料データを含む）について、受注者に対し評価替え作業に必要な資料として、これらの

提出を求めることができる。

- (2) 受注者は、発注者の指定する様式で資料を提出する。発注者が指定する様式は、図形データ(シェープファイル)及び属性データ、課税システム用のCSVデータ、報告書は、Excel(CSV、TXTを含む)又はWordデータとし、発注者の評価替え業務において必要となる資料一式とする。
- (3) 本業務におけるデータ授受に関して、変換費用が発生する場合は、これを受注者負担とする。

第15条 貸与資料

受注者は、本業務の実施において、発注者より貸与される資料等について、その重要性を十分認識したうえで、破損、紛失等のないよう慎重に取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

第16条 実施体制の条件

- (1) 野田市の地域的特性を十分に把握して調査を実施すること。
- (2) 路線価付設支援業務では、固定資産の評価及び課税に関する技術支援業務並びに路線価比準表・路線価評定に係る調査業務の双方について、豊富な担当実績を有し、かつ、不動産鑑定士の資格を有する担当者を配置すること。
- (3) 家屋評価支援業務では、地方税法における固定資産家屋評価について、豊富な担当実績を有し、かつ、一級建築士の資格を有する担当者を配置すること。
- (4) 総合支援業務については、発注者から相談・質問等があった場合には、必ず前提知識等について整理した資料を提示した上で適正な対応方法等を提示するものとし、これが可能となるような担当者を配置しなければならない。
- (5) 本業務に配置する技術者は、すべて受注者と直接的な雇用関係にあるものでなければならない。受注者は、これらの者が自らと直接的雇用関係にあると証明できる書類(資格者証、健康保険被保険者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等)を整備しておかなければならない。

第17条 委託期間

令和6年4月1日から令和9年5月31日までとする。

第2章 路線価付設支援業務

第1節 業務内容

第18条 業務実施範囲及び数量

本業務は、野田市全域を対象として、令和9基準年度評価替えに係る専門的な調査を行う技術支援及び調査を令和6年度からの3か年に渡り継続的に行うものである。全体の調査内容及び業務事項は以下に定めるとおりとする。

- (1) 対象範囲 野田市全域約 103.55 km²
- (2) 標準宅地数 330 地点
- (3) 評価対象路線約 約 7,500 路線

第19条 処理計画の策定等

野田市の前基準年度までの評価の現状を把握するとともに、野田市域内の価格形成要因及び地価水準を的確に把握し、価格調査基準日における土地の評価を適正に行うことができるように、受託後速やかに、処理計画の策定を行う。

第20条 用途地区・状況類似地域区分の見直し

固定資産評価システムにおいては、各標準宅地の標準価格等に基づき土地価格比準表を適用し、各路線価の評定を行うものである。このため、用途地区・状況類似地域の区分、標準宅地の選定の適否が評定の結果に多大な影響を及ぼすこととなる。

本調査では、前回価格調査基準日からの状況の変化を的確に把握のうえ、用途地区・状況類似地域区分の見直しを行う。

第21条 主要な街路及び標準宅地の見直し

固定資産評価システムにおいて、選定される主要な街路は、当該状況類似地域において概ね標準的な価格形成要因を有しているとともに、当該路線に標準宅地となりうる画地が存在していることが要求される。

さらに選定した主要な街路に沿接する宅地のうち、できる限り画地計算法でいう奥行価格補正率が1.0であり、他の各種加算率、補正率の適用がなく、かつ、標準宅地の評価に判断を誤らせる要素のない画地を選定する必要がある。

本調査では、用途地区・状況類似地域区分の見直しの結果及び令和6基準年度評価替えの主要な街路等の状況に基づき見直しを行う。

第22条 価格形成要因項目の見直し

地域の状況の変化等、土地の価格に影響を及ぼす価格形成要因は常に変動している

ことから、前回評価替えて価格形成要因として採用した要因を中心に、評価上考慮すべき要因の再検討を行う。

第 23 条 価格形成要因データの作成（路線）

価格形成要因の調査（路線）は、市街地宅地評価法適用区域の全路線を対象として、価格形成要因を調査・整理し、データベース化を図る。

調査は、既存の価格形成要因を整理した一覧表等に基づき次の事項について実施する。

（1）街路条件

街路条件調査基準を整備するとともに担当職員に対して路線現地調査実地研修を行う。

街路条件調査基準に則り、道路台帳、航空写真等の資料から、道路幅員、舗装、道路種別、連続性、道路類型等の見直しを行う。街路条件調査リストを作成し、発注者と協議のうえ確定する。

（2）交通・接近条件

最寄駅への距離、国道 16 号への距離、バスターミナルへの距離等

（3）環境条件

繁華街性の程度、住環境、公共下水道、環境影響施設の影響等

（4）行政的条件

用途地域等

第 24 条 路線区分の見直し

路線区分変更については、街路状況、公共施設への接近性、家屋の疎密度、その他宅地利用上の便等の相違を総合的に勘案し、従前路線価で価格の乖離の著しい箇所について見直しを行うものとする。

また、用途地区・状況類似地域区分の見直し結果及び街路区分の経年変化に基づいて、路線区分及び路線番号の見直しを行うものとする。

（1）令和 6・7・8 年に生じた区画形質の変更等に伴う新規路線について、発注者による路線設定案の検討を行う。

（2）状況類似地域区分の見直しに伴う路線設定変更案の作成、土地区画整理事業地における使用収益開始又は換地処分に伴う新規路線の設定等を必要に応じて行う。

第 25 条 路線データ構築

決定した価格形成要因について、路線区分及び要因ごとに整理を行い、路線番号を主 KEY とするデータベースとして構築を行うものとする。この場合、路線価格算定に必要な要因の取得に漏れがないよう十分に確認し、整備を行うものとする。

第26条 図形データの編集

図形データ修正は、用途地区・状況類似地域区分、標準宅地、路線区分の見直し箇所について、令和6基準年度評価替え図形データの修正入力、及び編集を行うものとする。用途地区・状況類似地域区分についてはポリゴン処理を行い、面着色に備えるものとする。

第27条 標準宅地データ及び標準宅地調書の作成

標準宅地の土地価格形成要因について、街路条件、交通・接近条件、環境条件、行政的条件の項目別に標準宅地データとして作成し、主たる要因データと標準宅地の現地写真、位置図等の各資料をとりまとめる。

- (1) 令和9基準年度固定資産評価替えに係る標準宅地の鑑定評価発注に必要な標準宅地調書を作成する。
- (2) 標準宅地調書には、標準宅地の所在、地番、所有者、地積、間口、奥行、形状等の画地情報のほか、標準宅地が属する地域の標準的画地について明記する。
- (3) 標準宅地の鑑定評価における担当の不動産鑑定士から疑義・照会があった場合は、発注者と協議を行い、適切な対応を行う。

第28条 標準宅地の鑑定評価書の検証

- (1) 標準宅地調書の点検
主要な路線データと標準宅地調書の記載内容の整合性及び標準的画地の設定内容について点検を行う。
- (2) 路線価の試算と価格の検証
標準宅地メモ価格等について、令和8年地価公示及び令和7年都道府県地価調査等に基づき、比準表を適用して時価水準により路線価を試算し、標準宅地間の価格の均衡を検証する。
- (3) 上記(2)で検証した標準宅地の位置及び価格等を図上に表記し、下落率別及び用途地区別の図面資料を作成すること、なお、確定後標準宅地地価価格等に変更が行われた場合は確定図の作成を行う。
- (4) 成果品として納入された鑑定評価書の内容について、基本的な点検項目を担当職員にアドバイスするとともに、鑑定評価額の決定の理由の要旨が適切で妥当なものであるか内容の点検を行う。

第29条 土地価格比準表の作成

市街地宅地評価法（路線価方式）では、多数の要因の土地価格への影響は、まず、状況類似地域の区分に織り込まれ標準宅地の価格水準に反映され、次に、土地価格比準表の格差として路線価に反映され、最後に、画地計算上の格差として反映される。すなわ

ち、土地価格比準表のあり方（採用要因・格差率）は、状況類似地域の区分や画地計算の内容との相互関係に立ち、評価替えごとに見直しが必要となる。本業務では、令和6年度評価替えで採用した土地価格比準表について、令和9年度評価替えにおいて把握される土地価格形成の実態を的確に反映して見直しを行う。

第30条 路線価の算定

標準宅地の鑑定評価において、最終納品前に提出される見込価格に基づき土地価格比準表を適用し、路線価の算出を行う。そのうえで、算出された路線価のバランスを確認することにより、下記について検証を行う。

(1) 標準宅地の鑑定評価結果（概算価格）の均衡

路線価を算出して点検用路線価図を作成し、鑑定評価の視点から路線価のバランスを点検することにより、価格の均衡を欠いている路線を抽出して、その原因を究明する。なお、この点検用路線価図は、受注者の行う作業において用いるほか、発注者にも納めるものとする。

(2) 用途地区及び状況類似地域区分の妥当性

第34条で抽出した価格の不均衡を生じている路線について、それが状況類似地域区分に起因するものである場合には、路線価の均衡を達成できるよう状況類似地域区分の見直しを提案する。

(3) 土地価格比準表の適合性

第34条で抽出した価格の不均衡を生じている路線について、それが路線価比準表に起因するものである場合には、路線価の均衡を達成できるよう路線価比準表の見直しを提案する。また、第34条で抽出した価格の不均衡を生じている路線について、それが路線データの誤りに起因するものである場合には、路線価の均衡を達成できるよう路線データの見直しを提案する。

(4) 路線価の補正

(1)で抽出した価格の不均衡を生じている路線について、(2)から(3)までの見直しによっても均衡化が困難である場合には、路線価の補正を行って均衡を達成できるよう、状況類似地域区分や路線価比準表の適用格差に織り込むことができなかった定性的な要因や個々の地域における個別的な差異の価格への影響の程度を考量して、補正率及び補正根拠を提案する。

(5) 路線価マスタ作成

前項で、バランス調整のうえ確定した路線価について、発注者の課税基幹システムへデータを反映させるための路線価マスタを作成するものとする。また、地形図を背景とした路線価図の作成を行うものとする。

第31条 調査報告書

令和9年度固定資産評価替えの総括を行い、本業務中に生じた検討及び課題事項等を整理し、業務実施報告書の作成を行うものとする。

第32条 土地価格の下落修正に係る支援（令和6・7・8年度）

別途実施される土地価格の下落修正のための標準宅地時点修正について、最終納品前のメモ価格の段階で検討用図面を作成し、価格バランスの検証を行う。なお、この検証用図面は、受注者の行う作業において用いるほか、鑑定評価員に対する配布用及び発注者の作業用としても納めるものとする。また、確定した下落率を適用した路線価を算出し、発注者の指示するフォーマットにより提出する。

なお、野田市の固定資産鑑定評価員との調整協議に対し、担当職員が要請した場合には、不動産鑑定士が参加するものとする。

第33条 新設追加路線の路線価算定（令和6・7・8年度）

区画形質の変更等に伴い新設された路線については、発注者において街路条件の調査を、受注者において交通・接近条件、環境条件、行政的条件の調査を行い、これらの結果をもって適正な路線価を評定し、追加される路線のデータ作成を行う。

第34条 路線データの作成又は見直し（令和6・7・8年度）

新規路線及び設定を変更した既存路線について、路線の価格形成要因データの作成又は見直しを行う。この場合の要因調査の実施は、交通・接近条件、環境条件、行政的条
件データを対象とし、街路条件データは、発注者の調査結果に基づき整備する。

第35条 固定資産土地評価研修

発注者の求め又は必要に応じて、固定資産土地の評価に係る専門的な研修会を開催する。

第36条 土地評価要領の作成に係る支援（令和7・8年度）

発注者が作成する令和9基準年度向け土地評価要領について、地方税法及び固定資産評価基準に準じ、かつ、発注者の評価実務を考慮して適切な提案を行う。

第37条 公開用資料の作成（令和6・7・8年度）

決定した路線価格ならびに標準宅地価格については、発注者が「公開用資料」として公開できるように公開用資料データを作成するものとする。

- (1) 路線価公開用資料（公開用路線価図及び路線価表示台帳）
- (2) 路線価確認用資料（内部用路線価図及び路線価評定票）
- (3) 路線価等公開情報の集約化に係る提出データ

第3章 家屋評価支援業務

第38条 業務実施範囲及び数量（令和6・7・8年度）

受注者は、野田市内に建築された非木造家屋のうち、発注者が指定した家屋について、家屋評価計算（明確計算）を行う。また、発注者に対し評価結果を報告し、評価結果に係る疑問に答えるとともに、本業務の目的を達成するために必要な措置を講ずる。

発注者は、本業務の目的を達成するため及び受注者の業務が円滑に進むように、依頼時期などを受注者と十分に協議する。

業務期間中、非木造工場・倉庫（10,000 m²～200,000 m²）家屋を9棟（各年度3棟）程度、評価依頼することを想定している。

第39条 基礎資料の提供（令和6・7・8年度）

本業務に必要となる下記資料については、発注者が提供する。

- （1）登記済通知書、登記図面
- （2）建物図面（竣工図書等）、工事見積書
- （3）現地調査結果票
- （4）家屋評価事務取扱要領等の評価手引き
- （5）その他必要となる資料

第40条 家屋評価計算書等の作成（令和6・7・8年度）

受注者は、前条で提供を受けた書面資料を基に建物図面の分析、工事見積書の分析を行う。分析後は、評価ツールを用いて家屋評価計算書等を作成する。この場合、提供のあった資料等に不明な箇所があるときは、適宜、発注者職員に確認する。

第41条 家屋評価計算書等の仮納品（令和6・7・8年度）

受注者は、家屋評価計算を行った後、家屋評価計算書を仮納品する。発注者が指定する物件については、家屋評価計算書と併せて根拠資料（分析結果等を取り纏めた資料）を仮納品する。

第42条 家屋評価方法の協議（令和6・7・8年度）

受注者は、発注者の家屋評価実務について、公平かつ適正な評価手法の実現に向けた協議を行う。家屋評価計算書について、発注者の精査を受け、修正、変更等の指示があればこれに従うものとする。

第43条 成果品の説明（令和6・7・8年度）

受注者は、発注者の評価技術の維持・向上を図ることができるように、評価内容の説

明を十分に行うとともに、本業務の目的を達成するために必要な措置を講ずる。

第 44 条 家屋評価計算書等の納品（令和 6・7・8 年度）

受注者は、家屋評価方法の協議、成果品の説明を行った後、その結果を反映させた家屋評価計算書等を最終成果物として納品する。発注者が指定する物件については、家屋評価計算書と併せて根拠資料（分析結果等を取り纏めた資料）を納品する。

第 45 条 非木造家屋（明確計算）評価実践研修（令和 6・7・8 年度）

各年度における評価物件の中から標準的な物件を題材として抽出し、一級建築士による家屋評価（明確計算）に係る評価実践研修を行う。

第 46 条 成果品の納入期日（令和 6・7・8 年度）

受注者が作成した家屋評価計算書等について、発注者の検収を受ける。なお、家屋評価計算書等の最終納入期日は、別途発注者と協議を行い決定する。

第 47 条 家屋に係る基準改正事項の整理（令和 8 年度）

受注者は、令和 9 基準年度評価替えにおける評価基準の改正事項について論点整理を行う。

第 48 条 家屋評価要領に係る支援（令和 8 年度）

発注者が作成する令和 9 基準年度向け家屋評価要領（木造・非木造）について、地方税法及び固定資産評価基準及び、発注者の評価実務を考慮しながら助言を行う。

第4章 総合支援業務

第49条 情報提供・相談対応（令和6・7・8・9年度）

固定資産（土地及び家屋）の評価及び課税事務について、下記のとおり総合的な支援を行う。なお、支援の対象者は原則として、野田市企画財政部課税課の担当職員とするが、審査申出、異議申立、訴訟提起がなされた場合の事務担当部署に対する支援等、発注者の求めがある場合には、他部署の職員を対象としても実施するものとする。また、支援にあたっては、発注者の求め又は必要に応じて複数回の会議を開催する。

（1）下記事項についての情報提供及びこれらに係る対応の支援

- ア 地方税法及び固定資産評価基準の改正
- イ 固定資産税関係の裁判例
- ウ 全国の自治体における固定資産評価及び課税の動向
- エ 不動産の価格に関連する法規（都市計画法、建築基準法等）の改正

（2）固定資産税制に係る相談対応

地方税法を踏まえ、また、全国の自治体における対応事例に照らして、発注者からの相談に対応する。

（3）固定資産評価に係る相談対応

固定資産（土地及び家屋）の評価に関し、発注者が行う評価事務において生ずる疑問点について、また、納税者からの審査申出や問い合わせ等に際して助言、助成、支援を行う。

第50条 担当職員への専門研修（令和6・7・8年度）

発注者の求め又は必要に応じて、固定資産（土地及び家屋）の評価及び課税に係る専門的な研修会を開催する。

第5章 成果品

第51条 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- (1) 用途地区・状況類似地域地区区分・標準宅地位置図
- (2) 価格形成要因調査基準書
- (3) 価格形成要因データ
- (4) 路線区分見直しリスト及び路線区分図
- (5) 標準宅地データ及び標準宅地調書
- (6) 土地価格比準表
- (7) 路線価図
- (8) 用途地区・状況類似地域地区区分・標準宅地位置図
- (9) 路線価確認用資料（内部用路線価図及び路線価評定票）
- (10) 時点修正検証図
- (11) 新設路線報告書
- (12) 電算用路線価データ
- (13) 路線価等公開情報の集約化に係る提出データ
- (14) 路線価公開用資料（公開用路線価図及び路線価表示台帳）
- (15) 家屋評価計算書等
- (16) 家屋評価根拠資料・評価内容に係る説明資料
- (17) 調査報告書
- (18) 打ち合わせ記録報告書
- (19) その他必要な資料

別記 個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記事項

1 基本事項

この契約又は協定等（以下「契約等」という。）により、野田市（以下「発注者」という。）から業務の委託又は指定管理者の指定等を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約等による業務を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年野田市条例第23号）並びに野田市情報セキュリティポリシー（以下「関係法令等」という。）を遵守し、個人情報及び情報資産（以下「個人情報等」という。）を適正に取り扱わなければならないものとする。

2 定義

この特記事項において使用する用語の定義は、関係法令等で使用する用語の例による。

3 安全管理体制

受注者は、この契約等による業務に係る個人情報等の取扱いについて必要かつ適切な措置を講じるとともに、情報セキュリティに関する安全管理体制として関係法令等及び国が定めるガイドラインに基づく組織体制、従業員への研修、漏えい及び盗難防止等の対策、情報へのアクセス制御等について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに書面により発注者へ連絡しなければならない。

4 私用パソコン等の使用禁止

- (1) 受注者は、この契約等による業務に関して従業員に私用のパソコン等の機器を使用させてはならない。ただし、必要な安全管理措置を講じている等により、あらかじめ発注者の承諾がある場合は、この限りでない。
- (2) 前項ただし書の規定により従業員に私用の機器を使用した場合において個人情報等の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じたときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

5 秘密の保持

- (1) 受注者は、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならない。
- (2) 受注者は、この契約等による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならないこと及びその他個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

6 業務目的以外の利用等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る個人情報等を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

7 複写及び複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

8 個人情報等の受渡し

この契約等による業務に係る個人情報等の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し行うものとする。

9 厳重な保管及び搬送

受注者は、この契約等による業務に係る個人情報等の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、個人情報等の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

10 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、この契約等による個人情報等の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、発注者の承諾を得て個人情報等の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

11 派遣労働者等の利用時の措置

(1) 受注者は、当該契約業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(2) 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

12 事故発生時の報告義務

受注者は、この契約等による業務に係る個人情報等の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

13 調査等の実施

(1) 発注者は、この契約等による業務に係る受注者の情報セキュリティの運用状況に関し定期的に報告を求め、必要に応じて業務履行場所への立入調査及び監査（以下「調査等」という。）を行うことができるものとする。

- (2) 受注者は、発注者から業務履行場所への調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。
- (3) 発注者は、第1項による業務履行場所への調査等による確認の結果、受注者による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。
- (4) 受注者は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

1.4 個人情報等の返還又は処分

受注者は、この契約等が終了し、又は解除されたときは、この契約等による業務に係る個人情報等を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

1.5 特記事項に違反した場合の契約等解除及び損害賠償

- (1) 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約等の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (2) 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

1.6 違反事実等の公表

受注者が、この特記事項に違反し、契約等を解除された場合や情報セキュリティインシデントが発生した場合、発注者は、受注者の名称及び事実内容等を公表することができる。

1.7 実施責任

受注者は、受注者内における個人情報等の情報セキュリティ対策を明確にし、発注者が求めた際には速やかに報告しなければならない。

1.8 その他

受注者は、1から17までに定めるもののほか、個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

個人情報の責任者及び取扱者届出書

(宛先) 野田市長

受注者 ㊞

- 1 業務名 令和9基準年度野田市固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託
- 2 次の者を個人情報を取り扱う責任者及び取扱者として届け出ます。

区分	氏名	生年月日	所属	役職
責任者				
取扱者				

別紙2

個人情報に関する事項の遵守に関する誓約書

(宛先) 野田市長

野田市と受注者との間で契約した令和9基準年度野田市固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び野田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年野田市条例第23号)並びに野田市情報セキュリティポリシーを十分に理解し、これを遵守いたします。

以上、誠実に遵守することを誓います。

年 月 日

受注者

④

別紙3

個人情報記録した資料等の返還確約書

(宛先) 野田市長

野田市と受注者との間で契約した令和9基準年度野田市固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託に関し、野田市から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をすべて返還したことを確約いたします。

年 月 日

受注者

㊞